

第5回理事会 次第

日時：2020年3月23日(月) 午後1時30分から
場所：アイリス愛知 2階 コスモス

1 開 会

2 議 事

【議 案】

第1号議案 事業計画及び収支予算の承認について 【資料1】

第2号議案 公益認定申請について 【資料2】

第3号議案 大会エンブレムの決定について

第4号議案 マーケティング専任代理店の決定方法について

【報告事項】

報告事項1 名誉顧問及び顧問の決定について

報告事項2 職務執行状況について 【資料3】

【その他】

今後の理事会の開催について

3 閉 会

<配布資料>

第5回理事会議案書

資料1 事業計画書及び収支予算書

参 考 公益認定申請書の概要

資料2 公益認定申請書

資料3 職務執行状況

第5回理事会議案書

2020年3月23日

一般財団法人

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会第5回理事会

【議 案】

- 第1号議案 事業計画及び収支予算の承認について
- 第2号議案 公益認定申請について
- 第3号議案 大会エンブレムの決定について
- 第4号議案 マーケティング専任代理店の決定方法について

【報告事項】

- 報告事項1 名誉顧問及び顧問の決定について
- 報告事項2 職務執行状況について

【議 案】

第 1 号議案 事業計画及び収支予算の承認について

事業計画及び収支予算は、資料 1 のとおりとする。

第2号議案 公益認定申請について

公益認定申請については、以下のとおりとする。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けるため、同法第7条第1項の規定により、資料2のとおり、内閣総理大臣あてに申請する。

なお、認定申請書提出後に生じる軽微な修正への対応については、会長に委任する。

第3号議案 大会エンブレムの決定について

第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）のエンブレムは、以下のとおりとする。



【趣 旨】

スポーツのもつ躍動感を自由な曲線で描いています。さん然と輝く太陽（OCAシンボル）と、紫・金・緑で作られる中央の直線は、人々が「ひとつ」に集い、未来へ向かう様を表しています。

愛知・名古屋らしく、愛知県の花「カキツバタ」の紫と、「名古屋城」の「しゃちほこ」の金、そして、愛知万博、COP10、ESDユネスコ世界会議を通じて培われた環境への想いを表す緑で彩っています。

また、紫と中央の直線は「アジア (Asia)」と「愛知 (Aichi)」のAを、紫と金は「名古屋 (Nagoya)」のNをかたどっています。

【エンブレム制作者】

みやした ひろし
宮下 浩

【プロフィール】

1961年、愛知県岡崎市出身

愛知県立芸術大学大学院美術研究科デザイン専攻修了

愛知産業大学造形学部デザイン学科准教授、グラフィックデザイナー

【受賞歴】

世界ポスタートリエンナーレトヤマ'97/'09入選

おいしい東北パッケージデザイン展2017審査委員賞

(福島治賞) 等

【エンブレム選定委員会】

(敬称略／委員は五十音順)

役職名	氏名	所属等
委員長	♯村 正彰	♯村デザイン事務所代表／グラフィックデザイナー
委員	北川 啓介	名古屋工業大学大学院工学研究科教授／建築学者
委員	田中 里沙	事業構想大学院大学学長／宣伝会議取締役副社長
委員	森本 千絵	goen ^o 主宰／コミュニケーションディレクター／アートディレクター
委員	矢野きよ実	パーソナリティー／書道家

第4号議案 マーケティング専任代理店の決定方法について

マーケティング専任代理店の決定方法については、以下のとおりとする。

- ・ 国際スポーツ大会におけるマーケティング代理店としての実績や企業の事業規模等を考慮して抽出した、国内大手広告代理店を対象とする企画競争を実施する。
- ・ 外部有識者を含めた選定委員会を設け、広告代理店の提案を評価する。
- ・ 選定委員会の評価を踏まえて、代表理事が専任代理店候補企業を決定する。
- ・ 専任代理店候補企業との間で、契約条件を調整する。
- ・ 契約条件が整い次第、代表理事が専任代理店（案）を提案し、理事会の決議を経て、専任代理店契約を締結する。

【報告事項】

報告事項 1 名誉顧問及び顧問の決定について

名誉顧問及び顧問として、以下の者を決定した。

役職名	氏名	所属等
名誉顧問	萩生田光一	文部科学大臣

役職名	氏名	所属等
顧問	前田 晃伸	日本放送協会会長

報告事項 2 職務執行状況について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第91条及び定款第26条第6項の規定に基づき、代表理事の職務の執行状況を、資料3のとおり報告する。

2020年度

事業計画書

及び

収支予算書

一般財団法人

愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

目 次

1	事業計画書	1
2	収支予算概要	3
3	収支予算書（正味財産増減予算書）	4
4	資金調達及び設備投資の見込み	6

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
2020年度 事業計画書
(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

2026年の愛知・名古屋アジア競技大会の成功に向け、2019年10月の理事会で承認された大会開催基本計画に基づき、各分野の事業を着実に推進する。

とりわけ、2020年度は、世界中から多くの人々が集まる東京2020大会の機会を捉えて、愛知・名古屋大会の積極的なPRを行うとともに、東京2020大会についての詳細な情報を収集し、愛知・名古屋大会の準備及び運営に活かしていく。

1 大会開催に向けた着実な準備の推進

(1) 競技

- ・大会開催基本計画に仮決定として位置付けた35競技会場について、競技の円滑な実施に向けて、関係者の動線や諸室の配置などの運営計画の作成のため、国内競技団体や施設所有者等との調整を進める。

(2) 競技大会施設

ア 競技会場

(オリンピック中核28競技)

- ・調整中の競技会場について、競技会場の仮決定に向けて、引き続き国内競技団体や施設所有者等との調整を進める。
- ・仮決定した35競技会場について、着実な会場整備に向けて、国内競技団体や施設所有者等との調整を進める。また、必要に応じて、アジア・オリンピック評議会(OCA)、各アジア競技連盟等との協議や競技会場の確認を行う。

(オリンピック中核28競技以外)

- ・パリオリンピック追加4競技の決定(2020年12月の見込み)を受け、国内競技団体や施設所有者等との調整を踏まえて、競技会場の仮決定に向けた検討を進める。

イ 選手村

- ・メイン選手村の施設計画の作成に向け、選手村に必要なサービス施設(ダイニング、診療所等)の機能や仕様等の諸元をまとめ、具体的な施設配置の立案や概算工事費の検討を進める。
- ・選手村の分散については、競技会場の仮決定を踏まえ、引き続き調査を進めるとともに、早期の宿泊施設の確保に向け調整を進める。

(3) 宿泊

- ・大会関係者の宿泊に関するOCAとの調整に向けて、先催大会の宿泊実績を踏まえつつ旅行会社等へのヒアリングを行い、大会関係者別の宿泊施設配置計画の検討を進める。
- ・大会関係者の宿泊施設を確保するため、引き続き業界団体やホテル等への協力依頼を行う。

(4) 輸送

- ・仮決定した競技会場における、選手団及び観客の輸送について、輸送手段や輸送ルート等の検討、必要な輸送力の推計、渋滞箇所等の課題の調査と対応案の検討を行う。なお、仮決定35競技会場のうち、2019年度に10会場についての検討を実施しており、2020年度には25会場についての検討を予定している。

(5) 宣伝活動

- ・杭州アジア競技大会組織委員会（HAGOC）との共同PR動画を制作し、愛知・名古屋と杭州の双方がイベント等で活用するなど、共同PRの取組を進める。
- ・東京2020大会に合わせ、愛知・名古屋大会を国内外へ周知するため、東京都内を中心として、大会スローガン・エンブレムを用いたポスターやチラシ等を活用し、集中的にPRを実施する。

(6) マーケティング

- ・スポンサー獲得に向け、専任代理店を選定するなど、マーケティング活動を実施する。

(7) その他

- ・OCA総会への出席やOCAの視察対応等を行う。

2 組織委員会の体制整備

- ・幅広い支援の獲得など、大会の準備及び運営を円滑に進めるため、本年、夏頃の公益財団法人への移行を目指し、手続を進める。

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

2020年度 収支予算概要

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

I 一般正味財産増減の部

一般正味財産期首残高 . . . 369百万円 (①)

収益の部 . . . 225百万円 (②)

地方公共団体負担金 (愛知県・名古屋市) 178百万円
(愛知県: 119百万円 / 名古屋市: 59百万円)

民間助成金 (toto助成金) 28百万円

指定正味財産からの振替額 19百万円

費用の部 . . . 232百万円 (③)

事業費 204百万円

[競技・競技会場・選手村・宿泊・輸送等各運営分野の
検討、宣伝活動、マーケティング活動の実施 等]

管理費 28百万円

[組織委員会の運営、体制整備 等]

当期経常増減額 (②-③) . . . △7百万円 (④)

一般正味財産期末残高 (①+④) . . . 362百万円 (⑤)

II 指定正味財産増減の部

指定正味財産期首残高 . . . 22百万円 (⑥)

[一般正味財産への振替額 . . . 19百万円 (⑦)]

指定正味財産期末残高 (⑥-⑦) . . . 3百万円 (⑧)

III 正味財産期末残高

正味財産期末残高 (⑤+⑧) . . . 365百万円

一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
2020年度 収支予算書（正味財産増減予算書）
（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	予 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 受取負担金等	205,643
愛知県受取負担金	118,630
名古屋市受取負担金	59,315
民間助成金	27,698
② 指定正味財産からの振替	19,199
受取寄付金振替額	19,199
経常収益計	224,842
(2) 経常費用	
① 事業費	204,560
給料手当	6,739
賞与引当金繰入額	1,558
法定福利費	4,257
福利厚生費	60
渉外費	30,574
旅費交通費	31,340
通信運搬費	589
消耗什器備品費	129
消耗品費	1,863
印刷製本費	894
光熱水費	391
賃借料	11,436
謝金	103
租税公課	180
支払手数料	3,851
広告宣伝費	25,066
委託費	85,530
② 管理費	27,779
役員報酬	200
給料手当	3,567
賞与引当金繰入額	825
法定福利費	2,253
福利厚生費	32
会議費	4,707
旅費交通費	4,039
通信運搬費	312
消耗品費	986
印刷製本費	465
光熱水費	207
賃借料	2,498
謝金	19

租税公課	95
委託費	7,574
経常費用計	232,339
評価損益等調整前当期経常増減額	△7,497
基本財産評価損益等	0
特定資産評価損益等	0
評価損益等計	0
当期経常増減額	△7,497
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△7,497
一般正味財産期首残高	369,396
一般正味財産期末残高	361,899
II 指定正味財産増減の部	
受取寄付金	0
一般正味財産への振替額	△19,199
当期指定正味財産増減額	△19,199
指定正味財産期首残高	22,324
指定正味財産期末残高	3,125
III 正味財産期末残高	365,024

資金調達及び設備投資の見込み

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 資金調達の見込みについて

当期間中における借入れの予定はありません。

2 設備投資の見込みについて

当期間中における重要な設備投資（除却又は売却を含む。）の予定はありません。

公益認定申請書の概要

1 作成の基本的な考え方

本組織委員会の定款や、本理事会で承認を得た大会開催基本計画等の内容をもとに作成。

2 主な内容

(1) 法人の基本情報

- ・本組織委員会の名称、所在地、役職員数などを記載。

(2) 法人の事業

- ・本組織委員会の行う事業（「2026年に開催される第20回アジア競技大会の準備及び運営に関する事業」）が、法律上の公益目的事業に該当することを説明。

(3) 法人の財務

- ・本組織委員会の2020年度収支予算をもとに、財務に関する公益認定基準（収支相償であること等）に適合することを説明。

(4) 確認事項

- ・本組織委員会の理事、監事及び評議員に欠格事由がないこと等を確認。

令和 2 年 月 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

法人の名称 一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

代表者の氏名 大村 秀章

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条に規定する公益認定を受けたいので、同法第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 主たる事務所の所在場所

郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等
460-0001	愛知県	名古屋市中区三の丸 3 丁目 2 番 1 号愛知県東大手庁舎内

2. 従たる事務所の所在場所

なし

3. 公益目的事業を行う都道府県の区域

本邦及び海外

4. 公益目的事業の種類及び内容

別紙 2 のとおり

5. 収益事業等の内容

別紙 2 のとおり

【別紙1 法人の基本情報及び組織について】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

1. 基本情報

フリガナ	イッパンザイダンホウジンアイチナゴヤアジアキョウギタイカイソシキエインカイ			
法人の名称	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会			
主たる事務所の住所及び連絡先				
住所	郵便番号	都道府県名	市区町村丁番地等	補足住所
	460-0001	愛知県	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号愛知県東大手庁舎内	
代表電話番号	052-951-2026	内線	FAX番号	052-746-9150
代表電子メールアドレス	ainagoc-somu@aichi-nagoya2026.org			
ホームページの有無	有			
ホームページアドレス	https://www.aichi-nagoya2026.org/			
代表者の氏名	大村 秀章			
事業年度	4月 1日～		3月 31日	
事業の概要	当法人は、2026年に開催される第20回アジア競技大会(以下、「競技大会」という。)の準備及び運営に関する事業を行い、競技大会を成功させることを目的とし、競技大会の準備及び運営に関する事業、競技大会の準備及び運営に係る国内外の関係機関、団体等との連絡調整及び連携協力に関する事業、その他目的を達成するために必要な事業を行う。			

2. 組織（公益認定を受けた後の法人の組織について記載してください。）

(1) 評議員について

	常勤	非常勤	計
評議員の数	0 人	5 人	5 人
評議員に対する報酬等の支給の額を定める定款の条項を記載してください。			
定款の条項	第14条第1項		

(2) 理事及び監事について

	常勤	非常勤	計
理事の数	0 人	31 人	31 人
監事の数	0 人	3 人	3 人

(3) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(4) 会員等について(注)

会員等区分の名称	会員の数
	人
	人

(5) 職員について

職員の数	30 人	うち常勤	30 人
------	------	------	------

注 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

【別紙2 法人の事業について】

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋 アジア競技大会組織委員会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	2026年に開催される第20回アジア競技大会の準備及び運営に関する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業の内容
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	2026年に開催される第20回アジア競技大会の準備及び運営に関する事業	88.0

[1] 事業の概要について (注1)

この法人の趣旨・目的

この法人は、2026年に愛知・名古屋で開催される第20回アジア競技大会の準備及び運営に関する事業を行い、大会を成功させることを目的とする。

この法人は、この目的の達成のため、愛知県、名古屋市及び(公財)日本オリンピック委員会(JOC)によって設立されたものであり、競技大会に関する全ての業務を完了した後、解散する。

アジア競技大会の概要及び意義

アジア競技大会は、4年に一度開催され、アジアの45の国と地域が参加する、アジア最大のスポーツの祭典である。

1951年にインドの初代首相・ネルーの提唱で第1回大会が開催されて以来、2019年までに計18回開催され、スポーツにより友情を育み、多様性を認め合うことを通じて、国際平和に寄与する一大イベントとなっている。(直近の第18回大会は、2018年にインドネシアのジャカルタ・パレンバンで開催された)

アジア競技大会を愛知・名古屋で開催することは、スポーツ界にとって2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の次なる大きな目標となり、拡大するアジアとの交流を一層深める機会となるなど、愛知・名古屋地域のみならず、日本全体にとって非常に大きな意義がある。

一つの公益目的事業としてまとめる理由

この法人が実施する、会場等の整備、開催準備、広報、大会運営など全ての事業は、アジア競技大会の成功という一つの目的の達成手段として実施するものであり、相互に関連する不可分の事業として実施する必要がある。

よって、個別の事業として分けることは適当ではないことから、一つの公益目的事業としてまとめることとする。

事業の内容

1 第20回アジア競技大会の概要(予定)

愛知県及び名古屋市を開催都市とし、2026年9月19日(土)～10月4日(日)を会期とする。

実施する競技は、2024年のパリオリンピックで実施される競技の他、OCA(アジア・オリンピック評議会:アジア競技大会を主催する国際団体)管轄各区域(中央アジア、東アジア、南アジア、東南アジア及び西アジア)での普及を考慮して決定される競技、この法人(大会組織委員会)及びOCAが提案する競技を加えて実施する。競技数は、合計40競技程度となる予定。

会場は、名古屋市の瑞穂公園陸上競技場をメイン会場とし、愛知県内(一部周辺県)の施設等において開催予定であり、市町村や競技団体と調整の上、各競技の国際競技基準に照らし適切な会場を選定する。

参加する選手団の人数は、最大15,000人の予定。

(※競技数及び実施競技、実施会場、参加人数については今後決定する。)

当大会の開催については、国際親善・スポーツの振興等に大きな意義を有するものと認められたことから、政府が組織委員会に協力する旨の閣議了解を頂いている。(2018年9月28日付)

2 実施する事業

開催都市の決定に当たり愛知県・名古屋市・JOC・OCAの間で締結された開催都市契約により、この法人は、愛知県及び名古屋市と共同で、大会の準備及び運営に関する事業を実施する義務を負っている。

具体的には、愛知県及び名古屋市との密接な協力のもと、以下のような事業を実施する。

(1) 会場等の整備

会期中に選手が滞在する選手村に必要な機能の整備を行うほか、競技会場の仮設整備(観客席の増設、運営に必要な諸室の増設、報道対応に必要な設備の設置など、大規模国際大会の開催に必要な設備を仮設する)を実施する。

(2) 開催準備

- ・輸送計画、警備計画など大会運営に必要な計画の策定
- ・関係官庁(スポーツ庁のほか、出入国管理、税関、検疫、警察、消防など)、国内外の競技団体、OCA、各国のオリンピック委員会など、他団体との調整
- ・競技、聖火リレー、開閉会式等のプログラムの決定
- ・大会運営のための情報システムの整備 等

(3) 大会のPR・機運醸成

アジア競技大会の認知度向上を図り、盛り上がりのある大会とするため、以下の活動を始めとした、各種広報活動を行う。

- ・大会スローガン、エンブレムの決定と、これらを利用した広報活動
- ・インターネット媒体を利用した広報活動
- ・広報イベントの開催

(4) 大会の運営

大会の運営主体として、会期中、大会を安全かつ円滑に運営する。

- ・選手、チーム役員、観客、物品等の輸送
- ・会場を始めとした大会施設の警備
- ・競技、聖火リレー、開閉会式等の実施
- ・チケットの販売
- ・選手村の運営
- ・情報システムの運営 等

事業の対象

参加選手や観客など、各国の不特定多数の国民

財源

- ・愛知県及び名古屋市による財政負担（実施について決定済み）
- ・（独）日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじからの助成金等、公的助成金
- ・スポンサー収入、ライセンス収入、チケット収入

事業に必要となる財産

会場に整備する仮設設備など

事業の主要部分の委託について

警備、輸送、チケットシステムシステムの構築など、専門性の高い業務については一部実施する予定である。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2] 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
09	本事業は、アジア各国からトップレベルの選手が集う、アジア最大規模のスポーツの祭典であるアジア競技大会を我が国で開催するものである。 大会におけるトップレベルの選手達による競技は、国民のスポーツに対する関心を大きく高めるとともに、我が国の選手の技術力や指導者の指導力向上に繋がり、開催都市である愛知県・名古屋市のみならず、我が国全体のスポーツの振興に大きく寄与するものと考えられる。 よって、本事業は「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(15) 競技会	1.当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例:親睦会のような活動にとどまっていないか) 3.出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。	(1)会場等の整備、(2)開催準備、(4)大会の運営 1. 第20回アジア競技大会については、招致の時点から、スポーツの振興や国際交流、人づくり等、不特定多数の国民の利益に寄与する事項を目的としており、これをインターネットや冊子などで広く明らかにしている。 2. アジア各国のトップレベルの選手が参加し、オリンピックに次ぐ参加選手数を誇る国際総合競技大会である。 3. 出場者の資格や、競技会の運営ルールについては、OCA憲章により公正な内容で規定されており、インターネット上で公表されている。	競技会場については、市町村や競技団体と調整の上、各競技の国際競技基準に照らし適切な会場を選定する。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的)	(3)大会のPR・機運醸成 1. 第20回アジア競技大会は、招致の時点から、スポーツの振興や国際交流、人づくり等、不特定多数の国民の利益に寄与する事項を目的としており、これをインターネットや冊子などで広く明らかにしており、本事業は、当該大会の盛り上げを図るために行うものである。 2. 本事業の活動は、愛知・名古屋地域のみならず、全アジア地域に向けて行う。活動においては、インターネット媒体や現地でのイベント等を通じた広報活動を行うことで、広く一般の方へ知	

<p>と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっ ていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、 事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重 には差がある。</p>	<p>てもらえるよう取り組む。</p> <p>イ 本事業の活動を担うための専門部署を設け、 取り組みを進める。本事業において重要な要素と なる大会スローガン・エンブレムについては、デ ザインの専門家を含む外部有識者による審査を 経て選定し、これらを積極的に活用して、大会 PR・機運醸成を行っていく。</p> <p>ウ 大会エンブレム・スローガンについては、外部 有識者による審査を経て、理事会で選定した。ま た、エンブレムについては、広く一般からデザイン の公募を受け付けるとともに、審査の過程で意見 公募を行った。</p> <p>エ 1. に記載の通り、第20回アジア競技大会は 不特定多数の国民の利益に寄与する事項を目 的としており、業界団体の販売促進や共同宣伝 を行うものではない。</p>
---	---

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

【別紙3 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

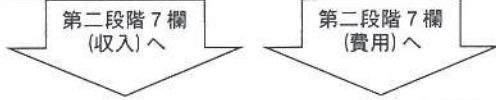
【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業		経常収益計	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄-3欄-5欄)
区分	番号	前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。				
1	2	3	4	5	6	
公		円	円	認定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力できません。	円	0円
公		円	円		円	0円
計		0円	0円		0円	



プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由:

計画:

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄・3欄)		7	0円	0円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		8	197,063,000円	204,560,000円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		9	197,063,000円	204,560,000円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より)(当期の積立額を「費用」欄に記載してください。)		10		円
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	11	0円	
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	12	0円	
合計(9欄~12欄)		13	197,063,000円	204,560,000円
				収入-費用等
				-7,497,000円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入-費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同程度程度の損失となるようにしなければなりません。収入-費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償がプラスとなる場合の剰余金の取扱

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

【別表B(1) 公益目的事業比率の算定総括表】

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定		
公益実施費用額(13欄より)	1	204,560,000 円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2	232,339,000 円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3	88.0 %

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4	204,560,000 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11	0 円
	調整額計(5欄~11欄の計)	12	0 円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13	204,560,000 円	

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14	0 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21	0 円
	調整額計(15欄~21欄の計)	22	0 円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23	0 円	

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5) I 欄より)	24	27,779,000 円	
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25	0 円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26	0 円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27	0 円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28	0 円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30	0 円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31	0 円
	調整額計(25欄~31欄の計)	32	0 円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33	27,779,000 円	

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その1

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12				
経常費用額	204,560,000															204,560,000

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
																0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
認定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力できません。																

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
		公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

IX 合計

	公益実施費用額													共通	公益実施費用額計
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	公7	公8	公9	公10	公11	公12			
合計	204,560,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204,560,000
事業比率	88.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	88.0%

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

【別表B(5) 公益目的事業比率算定に係る計算表】その2

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率の算定について、各事業ごとに数値をまとめ、別表B(1)に転記するための表です。)

(単位:円)

I 事業実施に係る経常費用の額(事業費の額)

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
経常費用額												27,779,000	232,339,000

II 土地の使用に係る費用額(別表B(2)より)

NO.	所在地	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

III 融資に係る費用額(別表B(3)より)

NO.	貸付の内容	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

IV 無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(4)より)

NO.	役務提供等の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	配賦基準
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

V 特定費用準備資金当期積立額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

VI 特定費用準備資金当期取崩額(別表C(5)より)

NO.	特定費用準備資金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計		
認定初年度に特定費用準備資金の取崩は発生しないため、入力できません。													

VII 引当金の取り崩し額(マイナス額で記載してください)

NO.	引当金の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

VIII 財産の譲渡損等の額(認定規則第15条第1、3、4項の額をマイナス額で、第2項の額をプラス額で記載してください。)

NO.	財産の名称	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	備考(規則第15条のうち該当の項番を記載)
		収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
													0	
													0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

IX 合計

	収益等実施費用額										管理運営費用額	合計(参考)	
	収1	収2	収3	収4	収5	他1	他2	他3	共通	収益等実施費用額計			
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,779,000	232,339,000
事業比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%	100.0%

別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
遊休財産額は、以下の計算により算定します。

$$\text{遊休財産額} = \text{資産} - (\text{負債} + \text{一般社団・財団法人法第131条の基金}) - (\text{控除対象財産} - \text{対応負債の額}^{**})$$

**対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成(下記3. 及び4. に必要な数値を作成します。)

資産の部			負債の部		
流動資産計	1	149,864,000 円	流動資産に直接対応する負債の額	6	0 円
固定資産			控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
控除対象財産(別表C(2)から転記)	2	215,160,000 円	その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	0 円
その他の固定資産 4欄-2欄	3	0 円	引当金勘定の合計額 35欄	9	0 円
固定資産計 5欄-1欄	4	215,160,000 円	その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
			負債計 26欄	11	0 円
			正味財産の部		
			一般社団・財団法人法第131条の基金 27欄	12	0 円
			指定正味財産の額 33欄	13	3,125,000 円
			一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	361,899,000 円
			正味財産計	15	365,024,000 円
資産計	5	365,024,000 円	負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	365,024,000 円

2. 遊休財産額の保有上限額(=公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	204,560,000 円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	0 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等譲渡に係る原価相当額	18	0 円	財産の譲渡損、評価損等の額	22	0 円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	19	円	特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額(別表C(5)から転記(公益目的事業の場合のみ))	23	円
計 (17欄+18欄+19欄)	20	204,560,000 円	控除額計 (21欄+22欄+23欄)	24	0 円

3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	365,024,000 円	控除対象財産の額 2欄	28	215,160,000 円
負債 11欄	26	0 円	対応負債の額 39欄	29	0 円
一般社団・財団法人法第131条の基金 12欄	27	0 円	遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合は0)	30	149,864,000 円

4. 対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法			公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	215,160,000 円	控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円			
指定正味財産の額 13欄	33	3,125,000 円	指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-32欄-33欄	34	212,035,000 円	31欄-33欄	34	0 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	0 円	引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0 円			
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0 円	その他負債の額 11欄-35欄	37	0 円
一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	361,899,000 円	一般正味財産の額 14欄(5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合は0)	38	0 円
対応負債の額 32欄+34欄+37欄/(37欄+38欄)	39	0 円	対応負債の額 34欄+37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	204,560,000 円
遊休財産額 30欄	41	149,864,000 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合

事業年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

【別表C(2) 控除対象財産】

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。
 ※2 期首:申請書に添付した収支予算書の期首、期末:申請書に添付した収支予算書の期末

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※1 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価格		不可欠 特定財産	共用財産
					期首※2	期末※2		
1	保証預託金	アジア・オリンピック評議会	公 1	第20回アジア競技大会の開催都市契約に基づき、アジア・オリンピック評議会に支払った保証預託金(大会終了後に返金)	212,160,000 円	212,160,000 円	認定前	%
					円	円		%
計(A)					212,160,000 円	212,160,000 円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 ※1 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産
					期首※2	期末※2	
1	基本財産	三菱UFJ銀行 愛知県庁出張所 定期預金	管	運用益を管理費に充当	3,000,000 円	3,000,000 円	%
					円	円	%
計(B)					3,000,000 円	3,000,000 円	

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産
				期首※2	期末※2		
				円	円		%
				円	円		%
計(C)				0 円	0 円		

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号 枝番	資金の名称	事業番号 ※1	資金の目的	帳簿価格		共用財産
				期首※2	期末※2	
				円	円	%
				円	円	%
計(C)				0 円	0 円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業 番号 ※1	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
				円	円
計(D)				0円	0円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業 番号 ※1	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
				円	円
計(D)				0円	0円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産(1~4に記載した財産は含まれません。)

番号	財産の名称	事業 番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
				円	円
計(E)				0円	0円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金(1~4に記載した資金は含まれません。)

番号	資金の名称	事業 番号 ※1	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
				円	円
計(F)				0円	0円

控除対象財産の額(A~Fの合計)			期首※2	期末※2
			215,160,000円	215,160,000円

別表D

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

他の団体の意思決定に関与することができる財産保有の有無

他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の認定法施行規則第4条で定める財産について、保有の有無、保有している場合には、その内容を記載してください。

保有の有無		保有していない		当該他の団体の主な業務の内容	議決権の割合 (注)
他の団体の意思決定に関与することができる財産の内容					
他の団体の名称	財産の名称				
					%
					%

注 正確な数字を把握していない場合には、概数を記載してください。

別表E

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎

1. 財政基盤の明確化

〔1〕寄附金収入等(注1)がある場合の収入見積りの適切性

(1)寄附金収入がある場合

寄附金収入の額	円
---------	---

寄附金収入のうち、大口抛出者上位5者までの氏名又は名称及び寄附金の額について、記載してください。

順位	大口抛出者の氏名又は名称	寄附金の額
		円
		円

公益目的事業以外のために用途を特定した寄附金がある場合には、その寄附ごとに特定の内容がわかる書類(寄附規定、募金要綱等)を添付してください。

(2)会費収入(注2)がある場合

会費収入の額	円
--------	---

積算の根拠について、近年の会費収入の納入実績及び納入者の延べ数を記載してください。

--

(3)借入れの予定がある場合(注3)

借入れ予定の額	円
---------	---

借入れの計画について、記載してください。

借入れ先	借入れ予定の額	借入れ予定の時期	借入れの目的及び返済計画
	円		
	円		

2. 情報開示の適正性(注4)

法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	柘植 里恵
	公認会計士・税理士の別	公認会計士
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	

注1 申請書に添付した収支予算書の期首から期末までの間に寄附金収入がある場合には寄附金の大口抛出上位5者までの見込み、会費収入がある場合には積算の根拠、借入れの予定があればその計画について記載してください。

注2 会費については、名称を問わず、法人が定款で定めた会員等に対して会費として徴収しているものを記載してください。

注3 複数の借入れ予定がある場合には、借入れ先ごとに記載してください。

注4 会計監査人による外部監査を受けている法人は、「情報開示の適正性」の欄の記載は不要です。

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業年度	自 令和2 年 4 月 1 日	法人コード	A025216
	至 令和3 年 3 月 31 日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

【別表F(2)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当以外の経費)】
(各費用額に共通して発生する関連費用等について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計				法人会計					
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2		他1	他2	共通	小計	
1	賞与引当金繰入額		2,383,000	職員数比	1,558,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	825,000 34.6%
2	法定福利費		6,510,000	職員数比	4,257,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,253,000 34.6%
3	福利厚生費		92,000	職員数比	60,000 65.2%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32,000 34.8%
4	旅費交通費		11,688,000	職員数比	7,629,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,039,000 34.6%
5	通信運搬費		901,000	職員数比	589,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	312,000 34.6%
6	消耗品費		2,849,000	職員数比	1,863,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	986,000 34.6%
7	印刷製本費		1,344,000	職員数比	879,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	465,000 34.6%
8	光熱水費		598,000	職員数比	391,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207,000 34.6%
9	賃借料		7,216,000	職員数比	4,718,000 65.4%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,498,000 34.6%
10	謝金		54,000	職員数比	35,000 64.8%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,000 35.2%
	ページ 合計		33,615,000		21,979,000														11,636,000

(上段：配賦の根拠数値、中段：配賦割合、下段：配賦額)(単位：円)

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業年度	自 令和2 年 4 月 1 日	法人コード	A025216
	至 令和3 年 3 月 31 日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	科目名	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計					収益事業等会計					法人会計				
		費用の名称	費用の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	収1	収2	他1		他2	共通	小計	
11	租税公課	租税公課	275,000	職員数比	180,000	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	95,000	
					180,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	95,000	
12	委託費	委託費	21,880,000	職員数比	14,306,000	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0	7,574,000	
					14,306,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,574,000	
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
	ページ	合計	22,155,000		14,486,000												14,486,000	0	7,669,000

記載要領：下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

法人コード	A025216
法人名	一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会

【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計						収益事業等会計					法人合計	内部取引消去	合計				
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	共通	小計	取1	取2	取3				他1	共通	小計	
I 一般正味財産増減の部																		
1. 経常増減の部																		
(1) 経常収益																		
受取負担金等	184,509,000	0	0	0	0	0	0	184,509,000	0	0	0	0	0	0	0	21,134,000	0	205,643,000
認知成果受取負担金	104,541,000							104,541,000								14,089,000		118,630,000
名古屋市長受取負担金	52,270,000							52,270,000								7,045,000		59,315,000
民間助成金	27,698,000							27,698,000								0		27,698,000
指定正味財産からの譲与	12,554,000							12,554,000	0	0	0	0	0	0	0	6,645,000	0	19,199,000
受取寄付金等増額	12,554,000							12,554,000								6,645,000		19,199,000
経常収益計	197,063,000	0	0	0	0	0	0	197,063,000	0	0	0	0	0	0	0	27,779,000	0	224,842,000

法人コード	A025216
法人名	一般財団法人愛知-名古屋アジア財団株式会社取締役委員会

【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計					法人会計	内部取引消去	合計	
	公1	公2	公3	公4	公5	公6	共通	小計	取1	取2	取3				他1
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 7,497,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,497,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,497,000
基本財産評価損益等								0							0
特定資産評価損益等								0							0
投資有価証券評価損益等								0							0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 7,497,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,497,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,497,000
2 経常外増減の部															
(1) 経常外収益								0							0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								0							0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額								0							0
当期一般正味財産増減額	△ 7,497,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,497,000	0	0	0	0	0	0	△ 7,497,000
一般正味財産期首残高	337,207,000							337,207,000							337,207,000
一般正味財産期末残高	329,710,000							329,710,000							329,710,000
II 指定正味財産増減の部															
受取寄付金								0							0
一般正味財産への振替額	△ 12,554,000							△ 12,554,000							△ 12,554,000
当期指定正味財産増減額	△ 12,554,000	0	0	0	0	0	0	△ 12,554,000	0	0	0	0	0	△ 12,554,000	
指定正味財産期首残高	12,554,000							12,554,000							12,554,000
指定正味財産期末残高	0							0							0
III 正味財産期末残高	329,710,000	0	0	0	0	0	0	329,710,000	0	0	0	0	0	329,710,000	329,710,000

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A025216
	至	令和3年3月31日	法人名	一般財団法人愛知・名古屋 アジア競技大会組織委員会

令和2年 月 日

確 認 書

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

法人の名称 一般財団法人愛知・名古屋ア
ジア競技大会組織委員会

代表者の氏名 大村 秀章

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第7条第1項の認定の申請をするに際し、当法人は、下記1のすべての事項に適合し、かつ、下記2及び下記3のいずれの事項にも該当しないことを確認しました。

記

- 1 認定法第5条第10号及び第11号に規定する公益認定の基準
- 2 認定法第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由
- 3 認定法第6条第2号、第3号及び第6号に規定する欠格事由

確認書の提出に当たっての注意事項

確認書に係る公益認定の基準及び欠格事由の関連条文及びその内容は下記のとおりです。
確認書の提出に当たっては、下記の公益認定の基準に適合していること及び欠格事由に該当しないことを必ず確認してください。

記

1-1 (親族等である理事又は監事の合計数の制限)

認定法第5条第10号

各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と認定法施行令第4条で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

1-2 (相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数の制限)

認定法第5条第11号

他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。

2-1 (理事、監事及び評議員の欠格事由)

認定法第6条第1号イ、ロ、ハ、ニ

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

- (1) 公益法人が認定法第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者で、その取消の日から5年を経過しない者
- (2) 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 認定法の規定に違反したこと
 - ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
 - ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・ 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに関する罪を定めた規定に違反したこと
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3-1 (公益認定取消履歴)

認定法第6条第2号

認定法第29条第1項又は第2項の規定による公益認定の取消の日から5年を経過していない。

3-2 (定款又は事業計画書の内容の法令等違反)

認定法第6条第3号

定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分違反している。

3-3 (暴力団員等による事業活動の支配)

認定法第6条第6号

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配している。

: 確認しました

職務執行状況

1 大会開催基本計画の策定など着実な準備の推進

①大会開催基本計画の策定

- ・2019年10月18日の理事会で承認を得た大会開催基本計画について、11月11日にOCAに提出した。

②大会運営計画の検討

- ・大会開催基本計画に仮決定として位置付けた35競技会場のうち、10会場にかかる選手団輸送及び観客輸送について、輸送手段や輸送ルートの検討、必要な輸送力の推計、渋滞箇所等の課題の調査と対応策の検討を行った。
- ・宿泊について、大会関係者の宿泊施設の確保に向け、ホテルを個別訪問し、また、業界団体が主催する会合に参加するなどして、協力依頼を行った。

③競技会場の仮決定

- ・パリオリンピックで実施される中核28競技にかかる会場のうち、調整中の会場や、同オリンピック追加候補競技の会場について、国内競技団体や施設所有者等との協議、調整を進めている。

④選手村の検討

- ・メイン選手村（名古屋競馬場跡地）に整備する宿泊施設やサービス施設（ダイニング、診療所等）の基本的な仕様やゾーニング等の検討を行った。
- ・選手村の分散について、先催大会の状況（必要機能や競技ごとの選手数）を踏まえ、分散候補施設となるホテル等を個別訪問するなどして、分散候補地の調査を行った。

⑤マーケティング活動の推進

- ・スポンサー交渉など、マーケティング活動に必要な専任代理店の選定に向け、OCAとの調整や、JOC、先催大会等の組織委員会などからの情報収集を行い、選定に必要な要件について検討を行った。
- ・大会名称及び大会スローガンの保護のため策定した知的財産保護マニュアルに、エンブレムに関する規定を追加した。

⑥広報活動

- ・大会エンブレムについて、一般公募（520組884作品の応募）を行ったうえで、4回にわたる選定委員会での審査や意見募集等を経て、1案を選定した。
- ・杭州アジア競技大会組織委員会（HAGOC）との共同PRについて、共同PR動画の企画、編集内容をHAGOCと合意し、東京2020大会に合わせて活用できるよう、制作を進めている。

⑦関係団体との連絡調整

- ・アジア競技大会に関する情報収集や、各種の取組に向け、JOC、OCA、東京2020大会組織委員会、HAGOC等の関係団体との連絡調整を進めている。

2 事務局体制の整備

- ・公益認定の所管行政庁である内閣府との調整を経て、申請の準備を整えた。